

仕様書4

交野市後期高齢者医療保険の保健指導事業委託事務仕様書

1. 事業名

「重複服薬予防事業及び糖尿病性腎症重症化予防事業対象者選定」

2. 目的

後期高齢者医療保険加入者のうち、重複投薬・禁忌投薬者に対し、通知書の発送を通じた服薬状況の啓発（アドヒアランスの向上）、並びにリスク対象者へ薬剤師が介入し服薬問題を解消する。

腎症の悪化、重症化を予防・遅延させることにより、加入者の安心・安全の担保及び医療費の適正化を図るため糖尿病性腎症が疑われる者を抽出する。

3. 業務委託期間

令和6年4月1から令和7年3月31日

4. 委託の内容

（1）業務担当者

- ① 保険者への行動変容介入の実績を有する事業者に所属し、薬剤師免許もしくは保健師免許を所持する者。
- ② 重複投与者への保健指導を実施するにあたり、レセプト分析・抽出および薬情報レタ一作成業務にあたった薬剤師が指導にあたること。

（2）業務内容

（重複服薬予防事業）

- ① レセプトデータ等を分析し、重複服薬・禁忌投薬対象者の抽出を行いリスト化する。
- ② 上記分析結果から、薬剤師の目検により行動変容介入対象者の抽出を行い、対象者へレターを作成する。
- ③ 対象者へレターの発送、レターを含む郵送物の封入、封緘、送付作業を行う。
- ④ 電話にて介入を実施する。
- ⑤ 必要に応じてフォローアップの電話を実施する。
- ⑥ 介入実施後、対象者が医療機関を受診したレセプトデータ等を再度分析し、効果検証を行う。
- ⑦ 再分析、効果検証の結果をもとに、最終報告会を実施する。

（糖尿病性腎症重症化予防事業対象者選定）

- ① 抽出方法は市と協議したうえでレセプトデータ、KDBシステムを用いて決定する。

- ② 分析結果から、糖尿病性腎症重症化予防事業対象者の選定を行う。
- ③ 糖尿病性腎症重症化予防事業対象者をリスト化し、市に提出すること

(3) 対象者の想定人数

(重複服薬予防事業)

- ① レセプトデータ分析による対象者：約80人
 - ② 重複服薬通知書発送：約50人
 - ③ 電話支援対象者：約20人
- (糖尿病性腎症重症化予防事業対象者選定)
- ① レセプトデータ分析による対象者：約200人

(4) 実施方法

- ① 上記の業務の実施に際しては、施策の内容、実施方法等について適宜市と協議・検討等を行う。
- ② 業務に使用するレセプトデータ等は以下の（ア）（イ）のように規定する。
 - （ア）抽出するレセプトデータは、医科レセプト、調剤レセプト及び歯科レセプト。
 - （イ）加入者情報リスト

(5) レセプト分析に関する事項

- ① レセプトデータ等を分析し、対象者の抽出を行う。また、抽出された対象者には以下の内容を合わせてリスト化する。
 - （ア）対象者の氏名、性別、生年月日、年齢、被保険者番号、宛名番号、住所
 - （イ）対象者が受診した医療機関名、医療機関コード、薬局名、薬局コード
 - （ウ）診療年月、処方された医薬品名、一般名、薬効名、投与日数、総量、薬価、単位
- ② リストについては以下の（ア）～（オ）を作成する。
 - （ア）重複投薬リスト（同一成分）
同一成分（問題のある症例）を2施設以上の医療機関から定期的に処方されている加入者。
 - （イ）重複投薬リスト（同薬効分類）
それぞれ同様の効能効果を有する薬剤を2施設以上の医療機関から定期的に処方されている加入者。
 - （ウ）（ア）（イ）服薬通知リスト作成にあたり、後発変更可能対象者について、削減可能なポテンシャルリストを作成し、市と協議の上、最終通知対象者を決定する。加えて、（ア）（イ）（ウ）対象者への通知情報として、後発変更可能な薬剤が含まれている場合は、負担軽減額を記載する。
 - （エ）禁忌投薬リスト
2施設以上の医療機関から定期的に処方されている薬剤に併用禁忌薬がある加入者。

(才) 糖尿病性腎症重症化予防事業対象者選定リスト

主に糖尿病性腎症病期分類の第3期(顕性腎症期)、第4期(腎不全期)の加入者。

(6) 対象者への日時調整等に関する事項

- ① 当事業の趣旨説明や面談、訪問・電話及び訪問に係わる日程調整窓口を受託者が設け、受託者と対象者の両者間で直接介入日を設定する。
- ② 窓口では専用のフリーダイヤルを開設し、受託者と協議の上開設日時を定めるものとする。

(7) 介入に関する事項

- ① 介入時間は1人約15分を目安とする。目安時間を下回るものであってはならない。
- ② 専用のフリーダイヤル窓口にて受託者が直接行うものとする。
- ③ 対象者への架電は接触できるまで、日時を変えて、最低3回は発信を行うこと。
- ④ 対象者が決定した後、市に対象者情報の連絡をする。
- ⑤ 現病歴や受診状況、生活状況、食生活等の聞き取りに加え、服薬指導や残薬確認等を行うものとする。
- ⑥ 電話での介入を実施した場合、以下の(ア)～(ケ)の内容について話した場合に費用が発生するものとする。
 - (ア) 服薬状況の確認
 - (イ) 体調の確認
 - (ウ) 残薬の確認
 - (エ) アレルギーの有無の確認
 - (オ) 副作用歴の確認
 - (カ) 服用中の薬の飲み合わせ(重複)に関する説明
 - (キ) お薬手帳の有無の確認
 - (ク) 受診状況、次回受診日の確認
 - (ケ) 後発医薬品に関する啓発および推奨
- ⑦ 介入に用いる教材に関しては、事前に市の承認を得るものとする。

(8) 効果検証のための再分析について

- ① 対象者抽出のための分析を実施した後、介入を行った対象者がどう改善したか、再度レセプトデータ等を提供し効果検証を行う。
- ② 問題症例の解消、減薬状況の検証に関して、以下の(ア)～(カ)について、報告するものとする。
 - (ア) 症例数
 - (イ) 人数
 - (ウ) 個々及び全体の薬剤数

- (エ) 個々及び全体の薬価額
- (オ) 個々及び全体で削除となった対象薬剤
- (カ) 個々及び全体で重複薬剤の人数および件数解消率
 - ③ スケジュールの都合上、レセプトデータ等の対象月が変更となる場合は、市と協議の上、決定するものとする。

(9) 中間・最終報告に関する事項

- ① 指導やアドバイス内容等に対する回答のフィードバックとして個々に最終報告書を作成し、市へフィードバックする。
- ② 対象者に対するアンケート結果の集計および分析を実施し、次期取り組みへの市への提言を行う。
- ③ 上記報告書に関する記載項目、様式等は、市と協議の上、決定するものとする。
- ④ 報告書は文書（データ納品）のほか、MS office（またはcsv形式）で利用可能なデータで、電子媒体に記録して納品すること。
- ⑤ 報告書作成後、市が行う進捗状況等の報告会を行うにあたり、外部機関との調整及び運営に協力するものとする。
- ⑥ 使用した資料、教材、案内通知等は、ファイリングし、市に1部納品すること。
- ⑦ 2月末までに事業を終了し、3月下旬までに報告を行うこと。また、最終報告以前に実施状況等をまとめた報告書を用い、中間報告会を1回以上を行うこと。

(10) 履行場所

- ① 面談に使用する会場は市の施設を利用し、使用料は受託者が負担するものとする。
- ② 訪問による行動変容介入が必要な場合には柔軟に対応するものとする。
- ③ 受託者は公共施設等の使用に際し、教材の搬入等を含む準備、設営から片付け及び原状回復まで、必要な作業を全て行うものとする。

5. 提供するデータ等の取扱いについて

- ① 委託業務で使用する提供データ等の一部または全部の複写複製等を行うことは禁止することとし、複写複製等の防止措置を講ずることとする。
- ② データの提供に当たっては、LGWAN等電子媒体を通じて提供するものとする。
- ③ ②の運用ができない場合は、提供データ等の搬送は、セキュリティ便等、専門輸送サービスを展開する運送業者により行うものとする。
- ④ 複写複製物等、委託業務の遂行にあたり作成した個人情報を含む媒体については、委託業務終了後、適正に廃棄又は消去を行うこととする。

6. 再委託の原則禁止

受託者は、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分（レセプトデータ等の分析、

対象者の抽出、行動変容介入）を除く一部の業務について第三者に請け負わせようとする場合は、再委託先の名称、所在地、連絡先、再委託先に委託する業務の範囲を示した上、事前に市の承認を得なければならない。

7. 苦情への対応について

上記事業内容全般に関して、対象者とのやり取りの中でトラブルが発生した場合には、速やかに対応するとともに、市に連絡を入れ、苦情、質問内容について報告する。なお、緊急時に迅速に対応できる社内での体制を整備しているものとする。

8. 委託料の支払い

- ① 委託料の支払いは、全ての業務が終了後支払うものとする。
- ② 受託者は、作業が完了次第すみやかに市に検査を請求し、検査に合格した時は代金の支払いを請求する。
- ③ 市は受託者が提出する請求書に基づき委託料を支払うものとする。

9. 情報の保護

- ① 市・受託者の双方は本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさない。（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む）
- ② 受託者は本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じる。
- ③ 委託業務完了後、受託者は、本業務の履行に当たり収集、管理したデータを市に引き渡すもとする。但し、受託者は当該データから個人情報を削除し、個人を特定できない状態にした上で、今後の日本における予防医療の発展のため、これを保管、利用することができるものとする。

10. 個人情報の保護

- ① 受託者は、本業務の履行にあたり、プライバシーマークの付与認定を受けている者もしくはISMS認証を取得している者でなければならない。
- ② 受託者は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。
- ③ 受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規程を遵守するとともに、別紙「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守する。
- ④ 受託者は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修等を適宜実施する。

11. その他の特記事項

- ① 過去5年間に、同一種及び類似の業務を地方公共団体から受託した実績があること。
- ② データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用に

については全て受託者の負担とする。

- ③ 発送する通知文や使用する教材、実施内容については、事前に市に提出し承認を得ること。
- ④ 市が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処すること。
- ⑤ 契約後約1ヶ月以内に、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- ⑥ 市が提供する送付先データに関して、受託者はそのデータに基づき通知物の発送を行う。この際、転居情報などは、データ提供時に全て反映されているものとする。
- ⑦ 災害、台風等の際には、事業が安全に行えるか市とその都度協議を行い実施できないと判断した場合は、別途実施日程の提案を行う。また対象者への連絡は原則受託者が行う。
- ⑧ 委託業務の実施に際して、技術提案の内容をそのまま実施することを確約するものではない。
- ⑨ その他業務に関する事項は市の指示に従うこと。
- ⑩ その他、本仕様書記載事項以外でも有効と思われる提案があれば行うこと。
- ⑪ その他、仕様書に定めのない事項については、市・受託者が協議して決める。

以上